

Die Reformtendenz des dualen Systems in der Berufsbildung —Eine vergleichende Studie der Berufsbildung in den Bundesländern—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20594

デュアルシステム職業教育の改革動向*

—西ドイツ各州の比較研究—

寺田盛紀

Die Reformtendenz des dualen Systems in der deutschen Berufsbildung —Eine vergleichende Studie der Berufsbildung in den Bundesländern—

Moriki TERADA

はじめに

西ドイツの一般義務教育後の職業教育が企業と学校とによる二元体系（デュアルシステム）によって行われていることは、よく知られている。この制度は、「営業の自由」あるいは「経済の自治」としての職業教育という考え方、さらに職業資格取得と直結した生産現場での技能形成という教育思想や伝統的（身分制的）学校制度の維持・発展という事実によって支えられている。

その西ドイツ職業教育は、ECのヨーロッパ職業訓練開発センター（CEDEFOP）がベルリンに置かれていることに見られるように、諸外国の技術・職業教育に様々な影響を与え得る立場にある。例えば、フランス中等学校における近年の「連携教育」（夏目1986, 1987）は、西ドイツのデュアルシステム、特に本稿で論究する「職業基礎教育学年」制における学校と企業との連携システムの考え方を採用したものと評価される（堀内1989, Lepper, S. 331-332）。

さらに、かつて細谷俊夫が比較産業教育（史）学的研究に関する著書（細谷1978）の結語で産学連携教育を評価する立場から「ギルドにおける徒弟制度が技術教育の優れた体制を構成して

いた」と述べ（P. 269）、「技能者の教育のようなものは、職場との緊密な連携なくしてはその成果を収めることができない」（P. 270）と総括したように、わが国にも技術・職業教育思想における根強い現場・企業志向が存在する。

教育課程の上では、例えば、高等学校工業科において、今回の学習指導要領の改訂で、共通必修科目として「課題研究」（4単位）が新設され、その中の指導項目として「産業現場等における実習」「職業資格の取得」が掲げられている（文部省1989, P. 148）。また、現行高等学校学習指導要領の解説（工業編）では、工業教育の近代化、明治以前の徒弟制から学校工業教育への移行が「技術教育の弱点」になっていると意識されている（文部省1979, P. 3）のである。

そこで、本稿は、職業訓練計画や訓練財政面からなされた改革論議、即ち1976年職業訓練ポスト供給促進法成立過程に関する拙稿（寺田1989）や近年の西ドイツ職業教育改革に関する先行諸研究（坂本1974, 天野1978, 1988, 浦田1984, 今井1986, マックスプランク研究所1989, Lepper等）を受け、西ドイツデュアルシステムの制度、教育・訓練課程の実態、近年のその改革動向について検討するものである。

そのことは、諸外国が「学校と企業との協力」

とか「生産現場を主体にした職業教育・訓練」という視角から西ドイツの職業教育を受容しようとする際の比較教育学的態度を確立することに寄与するものと思われる。

I. 企業内訓練の改革

まず、今日のデュアルシステムの形成に至る改革の経過とその内容を概括する。歴史的には、少なくとも1969年職業教育法や1972年の「学校職業基礎教育および1か年職業専門学校通学の職業訓練期間への算入令」(後述、以下「算入令」)まで、デュアルシステムは文字どおり二元体系であった。州文部省所管の職業学校教育と「経済の自由」を前提にした連邦経済省、労働省所管の職業訓練との間には、直接的な教育・訓練課程上の協調関係が存在しなかった。

69年法や72年「算入令」までに、1つは、現場徒弟制・職業訓練の側からの全連邦的統一化、系統化の歴史が、そして、今1つは学校教育の側からの「労働・職業世界への移行」措置（職業準備、職業訓練）を中等学校制度の中に位置づけようとする試みが存在した。

(1) 訓練課程（過程）の科学化、即ち訓練の段階化の明確な試みは、すでに、19世紀末のVitor, Della, Vossのロシアシステム（長谷川1977, 田中1979, 1984）のプランに見られると言われる（Putt. S. 12）。実際、ドイツでは、通常の生産過程から離れた徒弟訓練機関として、プロイセン国鉄の場合すでに1870年代から養成場 Lehrwerkstatt が設置されている（Schwarze. S. 23）。

しかし、民間企業では、1890年代あるいは、1908年に大企業を含むドイツ商工業経済界の技術教育専管団体であるDATSCH（ドイツ技術教育委員会）が設立されるころから、そのような特別な技能訓練施設の建設が本格化する（v. Behr. S. 41ff）。

戦後の主たる段階訓練課程の試み（モデル）は、第1に、1947年ブラウンシュバイクのプラ

ン、1962年のクルップの課程案（Rahmenplan für die betriebliche Ausbildung der Firma Krupp）、1962年のABB（Arbeitsstelle für Betriebliche Berufsausbildung 企業内職業訓練局）の提案（Entwurf eines Stufenplan）、1964年の金属工組合（Industrie Gewerkschaft Metall）の段階プラン（Vorschlag der IG Metall für eine Stufenplan）等のモデル構想の段階、次いで、クルップの1965年の課程案（Krupp Rahmenplan zur Stufenausbildung）、1965年のABBの機械仕上工の段階訓練課程案、1966年の金属工組合段階プラン（Stufenplan für die gewerbliche Ausbildung）等の試行の段階、そして、第3に、それらモデルの実証的検討の段階を経て、後述の1969年職業教育法の段階訓練構想の法制化につながる（Putt. S. 12）。

以上のプランの内、やはり、ABBプラン（特にその基礎課程 Grundlehrgang）がクルップの段階訓練課程やIGメタルの段階訓練構想にも影響を与えており、69年法により大きな影響を与えた。つまり、1965年にコンツェルン内部で実施されたクルップのプラン（基礎共通、一般専門、特殊専門の3段階課程）はABBの指導方法、教材使用を前提にしており（Putt. S. 49）、また、IGメタルの64年提案（基礎訓練、職業グループ訓練、資格付与訓練の3段階）にしても基礎訓練の第1局面（6か月）でABBの基礎課程を使うというものなのである（Putt. S. 66）。

ABBの基礎課程は、「作業分析 Fertigungsanalyse から得られた作業工程、作業方法、技能に含まれる作業技術に関する課程—得られた教材は易から難へと順序づけられている—を発展させることにあり、製品製作の視点は、工作的なものであって、無形の困難なものでなく漸次認識可能な相互につながりがあるものである」（Eichberg. S. 92）。つまり、ABB案はロシアシステムの考え方を継承している。元々は、ABB案をオペレーション（基礎技能）とともにジョブ（対象）の観点を重視した技能訓練課程

編制方式であると言う（元木 P. 110）。

オペレーション対象法とも言うべきこの編制法は、「分業の進行によって徒弟の職業知識、技能への計画的な手ほどき *Einführung* が漸次生産課題に導かれる必要」に基づいている（Eichberg, S. 161）。つまり、オペレーションとジョブの組合せ、前者から後者への重点の移行が、基礎訓練から資格取得に至る職業訓練の段階的編制の基本にある。

(2) このようにして、(段階)訓練課程編制を前提にした職業基礎訓練の試みが前世紀以来「教育政策論議から消えることなく、その明確な表現を SPD, CDU の大連立内閣下の1969年職業教育法…(中略)…に見られる」(Offener Brief, S. 137) ことになった。

1969年職業教育法(労働課1972)は、下記のように、「職業教育」「*Berufsbildung*」という概念を企業内の徒弟制・職業訓練に加えて、超企業訓練所 *überbetriebliche Lehrwerkstatt* でのそれや、学校職業教育にも適用し、職業訓練の全連邦的規制を確立した(第1条, 第25条)。また、基礎訓練(基礎教育)、一般的専門教育(訓練)、個別職業資格に対応する専門教育(訓練)というように学校と職業とを関連づける職業訓練課程の段階的編制を確立した。69年職業教育法の注目すべき条項を以下に示しておく。

第1条(職業教育概念)(5): 職業教育は、経済における経営、経済外におけるそれに相当する施設において行われるほか(企業内職業教育)…、職業教育を行う学校ならびに、学校内および企業内職業教育以外のその他の教育施設において行われる。

第25条(訓練規定): (1)規則正しくかつ統一な職業訓練のための基礎として、…連邦経済大臣またはその他の所管大臣は、連邦労働大臣の了解の下に、…訓練職種を国として認定し、…訓練職種につき訓練規定 *Ausbildungsordnung* を発することができる。

第26条(段階訓練 *Stufenausbildung*): (1)

訓練規定は、…連続的に構成された職業訓練の段階を設定することができる。…(2)職業基礎教育、(3)一般的職業専門教育、(4)個別職業専門教育

第29条(訓練期間の短縮および延長)の(1)職業教育学校就学の訓練期間への全部ないし一部算入

このいわば OffJT での「数カ月の系統的専門基礎訓練は、多数の職業グループで行う場合、特別大きな効果を発揮することが確認される」が、適切な施設を得られない小企業の問題、徒弟の基礎訓練中のコスト(その訓練補助)や実習場の設備投資の問題が残る(Lutz, S. 37-38)。そこで、1976年に、不安定な企業内訓練や訓練ポストの計画的安定供給と連邦政府による行財政上の規制を図るため、職業訓練ポスト供給促進法が成立する。この76年法は、後述の基礎教育学年制を促進するためにも、企業外の公的助成による超企業訓練所設置促進のための措置を採ったのである(寺田1988参照)。

II. 中等諸学校の水平化と職業教育・訓練との接続

(1) 学校教育制度の統一的改革は、1949年に再度確認された州の文部高権 *Kulturhoheit* (教育行政権の州所管)を維持しながら、試みられる。学校教育の側からの職業への移行、教育の機会均等(中等学校統一化)をめぐる論議と改革の試みに関して、フルタイム義務教育年限延長、つまり、他の中等諸学校と同様にハウプトシューレも10年制化することや、前期中等教育と後期中等教育との接続の問題が、1960年代の段階で職業教育改革の問題としても重要な意味を持ってくる。つまり、「第10学年の『関節機能』“*Gelenkfunktion*”に関する議論は、…財政的議論というより、一般教育と早期職業教育に関する論者間の第10学年の位置づけの議論として問題になる」(Struck, S. 539)。

その結果、ハウプトシューレは、例えば69年

の各州文部大臣会議（KMK）勧告でギムナジウム、リアルシューレと並ぶ「1つの中等学校」としての位置づけを与えられ、「経済・労働世界への手ほどき」の教育として、労働学習（Arbeitslehre）が導入される（寺田1988a, 1988b）。

しかし、ハウプトシューレだけがなお9年制であるという状況を前にして、第10学年の問題は、「我が公的學校制度の最適編制の組織問題は、青少年のほとんど大部分が職業・成人生活に入ることに関わるこの結節点 Gelenkstelle において解決していな」（Struck, S. 31）だったのである。

そこで、1970年の教育委員会の構造プラン“Strukturplan für das Bildungswesen”（Deutscher Bildungsrat, 1970）は、第1に、一般教育と職業教育の統合化、つまり、上級学校進学のための中等学校と職業学校とを第2期中等教育として一本化すること、第2に、第2期中等教育としての職業教育を伝統的な企業内訓練の特殊性（残存）を認めながら段階化すること、第3に、段階化される職業教育の第1学年に「職業基礎教育学年」Berufsgrundbildungsjahreを導入すること等を提案したのである。次に、職業教育・訓練に関する70年構造プランの要旨を紹介する。

3. 2. 4. 3. 教育課程の統合：カリキュラム統合と組織統合は区別されるべきだが、…カリキュラム統合は、一般教育科目と一定の専門科目との間で問題になる。…

（カリキュラム統合の理由）… a. 学校進路の決定の変更を容易にする。（増大する理論的基礎づけ、一般教育教授への要請）…、 b. 各学校種と訓練進路の組織統合の十分な条件をつくる。

（第2期専門実践教授の統合の困難）…専門実践教授の学校形態での受容は望ましくない。というのは、教授における不可欠の実践志向と新しい技術・労働組織発展への不断の適応が保障されない危険がある。…（しかし）

一定の部分統合は全く目的に合っている。

3. 2. 6. 中等第2期の職業教育課程の組織原理

3. 2. 6. 1. 統一化： a. 現在の職業学校制度は、系統性 Systematik や統一性 Einheitlichkeit という点に欠け、そのことによって、一貫性 Durchlässigkeit や移動性が損なわれている。… b. デュアルシステムでの企業内訓練は連邦統一規定が適用されるが、学校訓練課程の統一化は現在のところ州の指導要領によって得られているにすぎない。…

3. 2. 6. 2. 段階化：… a. 適切な資格水準に導く訓練課程は、包括的な教育課程の諸段階として把握される。 b. 段階化された教育課程は、一般に職業分野 Berufsfeld の範囲での職業基礎教育に始まり、つづいて最初の職業資格付与のための深化した専門訓練によって継続される。…

3. 2. 7. 1. 職業基礎教育学年：…ハウプトシューレ出身者の職業・労働世界への手ほどきが不十分である。…職業教育の傾向が非常に狭いものなので、職業選択におけるコース変更や必要な継続教育が困難になっている。それを避けるために、…中等第1期の最終学年で一般教育学校を終了する全生徒のための訓練が、第11義務教育学年の職業基礎教育で始まるべきである。職業基礎教育学年はできるだけ幅広い職業分野範囲の職業基礎教育を伝達し、同時に中等第1期の一般教科や職業科 Berufskunde を継続する。

(2) この勧告を受けたKMKは、直ちに（1970. 7. 2）自らの宣言“Erklärung der Kultusministerkonferenz zu den Empfehlungen der Bildungskommission des Deutschen Bildungsrates”（in. KMK: Beschlussammlung. Bd. 1）を公表し、同プランに対して原則的意義を確認した。つまり、KMKは、「州の教育政策目標と一致し、教育の機会均等 Chanceng-

leichheit と科学志向 Wissenschaftsorientierung を互いに結びつける方向を示した」として、1972年より、ハウプトシューレ第10学年目にあたる1年間の「職業基礎教育学年」を通常3年間の資格取得訓練の期間に100パーセント算入することにした。

1年間ではあるが相当の理論教科を含むフルタイム職業学校教育と職業訓練の統合化を図ったこの72年令は、現場技能訓練中心の制度、教授法を保守しようとする企業家、経済界の反対に会い、78年に修正された。以来、学校職業基礎教育学年 BGJ/S とともに、デュアルシステムの連携職業基礎教育学年 BGJ/K が導入され、今日に至っている。基礎教育学年の訓練期間への算入も実質的に半年間と改められた（詳細は別途検討）。

他方、同年には、第2期中等一般教育（ギムナジウム上級段階）においても職業教育との統合を図るため「二重資格課程」が導入されている（今井1983、坂野1986、1988参照）。

III. 職業教育義務と職業への進路

デュアルシステム職業教育改革、中等教育改革は概ね以上のように展開した。そこで、次に、今日の西ドイツのデュアルシステム職業教育・訓練の動向を、まず青少年の進路選択や訓練市場という点から分析してみる。

(1) 職業教育におけるデュアルシステムは、フルタイム一般教育後の職業訓練契約締結者にも適用される職業学校就学義務によって成り立っている。職業学校義務は、州による違いがほとんど見られず、9ないし10年のフルタイム義務教育終了後、3年程度の就学が訓練期間中を通して義務づけられる。18歳を超えて訓練関係を継続しなければならない場合（非ハウプト出身者で10学年後や13学年後）でも、年齢の上限（21歳程度）を設定して就学が義務づけられることになる。

それでは、西ドイツの青少年はどのような進

路を経て職業教育・訓練に入っていくのであろうか。また、どの程度の割合で、職業教育や職業訓練が選択されているのか。

第5学年時点、つまり共通グルンドシューレを終えオリエンテーション段階に入る時点で、共通オリエンテーションに19.3%、ハウプトシューレのオリエンテーションに32.3%、リアルシューレのそれに14.3%、ゲザムトシューレのそれに5.6%、ギムナジウムのそれに24.7%と振り分けられる。第10学年では、ハウプトシューレ15.9%、リアルシューレ38.3%、ゲザムトシューレ5.3%、ギムナジウム34.7%となっている。リアルシューレやギムナジウムが極端に増えているのは、第7学年に共通オリエンテーション生の大半がリアルシューレへ、数分の1程度がギムナジウムへ流れるためである。

また、第9から第10学年にかけて、リアルシューレ、ギムナジウムが生徒数を飛躍させる傾向にあるのは、一般に9年間のフルタイム教育義務を終えた生徒はそのまま職業訓練契約（職業学校義務）に入るのではなく（その状況になく）、まずはハウプトシューレの第10学年（ベルリンを除いてBGJと選択義務制ないし任意進学制）を、次いでリアルシューレ、ギムナジウムをほぼ均等に選択しているからである（以上 Daten. S. 52-53）。

リアルシューレ終了生でフルタイムの職業上構学校や職業専門学校に進学するのもそれほどなく（表1参照）、ギムナジウムを除き圧倒的多数が第10学年終了時点で表2のように職業訓練コースを選択する。

さて、それでは職業学校就学者のどれくらいが同時に訓練生であるか。換言すると上級学校に進まないということは、どの程度職業訓練を受けることを意味するのだろうか。

職業学校生の実に96%が職業訓練契約を持っているのである。その上、職業学校生が一貫して増えてきているのである。85年に頭打ちになっているように見えるが、実はここ10年来就学人口が減少し続けている（Daten. S. 16）。例

表1 職業教育諸学校の生徒数比較
(単位1,000人)

職業学校	職業準備年	職業基礎教育学年	職業上構学	職業専門学校	職業技術上級学校			
パート	フル	パート	フル	パート	フル			
1960	1661.9	—	—	—	125.7	—		
1965	1780.0	—	—	11.4	41.6	148.5	—	
1970	1599.4	—	0.5	13.4	27.0	182.7	0.9	
1975	1607.3	6.9	22.7	14.1	13.7	270.8	2.7	
1980	1847.5	41.7	66.1	14.4	16.1	5.7	325.6	4.0
1981	1808.3	41.9	80.0	16.6	18.7	4.1	334.3	4.7
1982	1771.7	41.6	86.1	17.3	17.6	3.3	356.3	4.7
1983	1792.0	44.3	88.4	18.8	13.4	2.3	356.7	4.4
1984	1858.3	40.6	87.1	17.9	10.2	1.9	347.2	4.0
1985	1893.3	36.0	80.1	15.5	8.3	1.6	339.7	3.6
1986	1857.2	27.8	68.9	18.2	6.8	1.4	318.7	3.9

(Daten. S. 36)

えば、通常の職業学校への最短入学年齢である15歳台人口は、1980年が105.8万人であるのに対して86年には77.9万人にまで減少している。

これらのことを考慮すると、西ドイツの学校青少年の職業(訓練)志向、デュアルシステム職業教育志向は80年代に入って、特に著しいように思われる。

(2) 次に、職業訓練進路の内部動向を検討し、デュアルシステム職業訓練を支えている労働市場的要因を見てみよう。

養成職種数は、1950年901、1960年626、1970年606、1975年465、1980年451、1987年383というように変化している(Berufsbildungsbericht=BB. 1988. S. 72)。

連邦統一訓練規定つまり、統一訓練課程の作成されているものが、1987年383養成職種中208職種(BB. 1988. S. 71)となっている。職種数は、後述の基礎教育との関連づけという課題もあり、減少してきている。

訓練生数の動向を掘りさげてみよう。歴史的に手工業は熟練工の供給源でありつづけたが、表2のように、そのことは今日も変わらない。手工業領域が依然として4割弱の熟練市場を維持している。理容士(美容士)、塗装工、パン職人、指物師等伝統的分野ばかりでなく、第1位の訓練生数を誇る自動車機械工、電気設備工、

機械仕上工等工業分野と競合する(補完する)職種に多いのが特徴である。

学歴別訓練市場という点(表3)から見てみると、何と云っても、ハウプトシューレ終了証を持った訓練生が一番多いが、リアルシューレ終了資格取得者(ノルトライン等選択10年義務終了者を含む)がほぼ同じであること、さらに、大学進学資格(アビトウア Abitur)取得者が職業訓練に入るケースが増大していることに驚かされる。また、BGJ/Sも6%台を維持しており、職業訓練市場において無視しえない存在になっている。高等教育進学資格保持者の訓練職種選好という点(表4)からみると、圧倒的に、商業分野、特に金融、販売関係が高等教育進学資格取得者の訓練分野になっている。

表2. 経済部門別訓練生数

年度	訓練生数							
	総数		内訓練年				新契約数	
			1.	2.	3.	4.		
1,000人		%		1,000人				
商工業								
1980	786.9	46.0	249.5	290.4	216.1	30.9	327.6	
1985	874.6	47.8	265.2	323.1	250.2	36.2	3622.4	
1986	882.2	48.9	265.0	319.0	261.4	36.8	363.8	
手工業								
1980	702.3	41.0	203.2	240.9	217.3	41.0	243.2	
1985	687.5	37.5	192.5	232.9	224.5	37.5	236.7	
1986	657.8	36.4	186.1	213.1	220.9	37.6	225.9	
農業								
1980	46.8	2.7	9.7	21.4	15.6	0.2	23.5	
1985	53.4	2.9	9.8	22.4	21.1	0.1	21.8	
1986	50.2	2.8	9.0	20.3	20.9	0.1	20.6	
公務								
1980	53.8	3.1	15.6	19.0	19.1	0.2	20.4	
1985	72.6	4.0	21.8	26.2	24.4	0.1	27.3	
1986	73.1	4.1	20.9	27.2	25.0	0.01	26.5	
自由職								
1980	114.3	6.7	47.8	46.4	19.4	0.8	50.9	
1985	131.5	7.2	51.8	54.2	25.3	0.1	55.4	
1986	129.9	7.2	50.0	53.6	26.2	0.1	54.2	
家政								
1980	7.6	0.4	2.7	4.8	0.1	—	4.1	
1985	10.6	0.5	2.5	4.3	3.8	0.02	5.1	
1986	11.0	0.6	2.8	4.4	3.8	0.1	5.0	
船舶								
1980	1.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.04	0.3	
1985	1.1	0.1	0.4	0.3	0.3	0.01	0.5	
1986	1.1	0.1	0.4	0.4	0.3	0.02	0.4	

(Daten-S-32)

表3 領域別学歴別訓練生数 (%)

訓練領域	訓練生													
	ハウプト シューレ 終了無		ハウプト シューレ 終了		レアル シューレ 終了		大学・専科 大学資格		学校職業 基礎教育 学年		職業専門 学校		職業準備 年	
	1985	1986	1985	1986	1985	1986	1985	1986	1985	1986	1985	1986	1985	1986
商工業	1.2	1.1	29.3	28.3	36.4	36.5	16.1	17.4	3.8	3.8	12.6	12.3	0.6	0.6
手工業	3.8	3.9	51.7	52.5	20.6	20.0	5.3	5.2	9.5	9.0	7.7	7.7	1.4	1.7
農業	1.7	1.7	32.2	27.0	25.8	25.4	15.2	14.3	20.1	25.9	4.7	5.4	0.2	0.4
公務	0.1	0.1	11.4	11.0	55.1	54.5	14.2	15.6	13.1	11.3	6.0	7.6	0.1	—
自由職	0.2	0.1	10.0	10.2	62.1	60.9	16.3	17.1	0.5	0.6	10.6	10.8	0.3	0.2
家政	5.2	6.8	41.6	37.2	11.1	14.2	1.8	1.2	13.9	13.5	23.3	22.3	3.1	4.8
船舶	3.7	6.3	50.3	45.7	26.9	27.3	19.1	17.9	—	2.7	—	—	—	—
当該学校 全終了者割合	5.5	5.3	24.2	23.0	26.2	26.5	20.1	20.9	6.6	6.5	14.4	15.0	3.0	2.9
全領域	2.1	2.1	35.9	35.2	32.6	32.5	11.9	12.7	6.6	6.5	10.1	10.1	0.8	0.9

(BB. 1988. S. 35)

IV. 職業教育・訓練の系統化・段階化の動向

次に、企業内訓練と職業学校教育の各々について、各州の制度、課程等に注目して、69年法、72/78年令、76年法後のデュアルシステムの実態、その内部動向を検討する。

(1) まず、職業訓練(課程)における段階訓練の試みについて、1980年現在段階訓練生は下記の通りである。当該年度の全訓練生が1,715,481人(BB. 1983. S. 26.)であるから、この段階では12.5%ということになる。

個別商事	136,540	織物機械	363
毛皮	522	織物	846
紡績	702	電気工業	48,802
被服	162,211	織工	1,236
建築	9,698	
		合計	214,932人

(Lepper. S. 308)

しかし、最新の資料(KMK: Berufliche. Bd. 1-4.)を見る限り、職業訓練の主要分野である金属工業も段階訓練規定を持つに至っている(3Bd.)ので、段階訓練は相当広範に広がっていると思われる。同資料は、元来州所管の職業学

表4 高等教育進学資格取得者職種選好

養成職種	高等教育資格 取得訓練生数		当該職種 での割合	
	1985	1986	1985	1986
銀行員	30700	33000	54.9	58.5
工業社員	24400	27000	36.8	39.7
商社員	13400	14400	26.1	28.1
商工業事務員	9800	10400	16.3	16.8
税務・経営相談助手	8500	8500	34.4	35.3
保険社員	6300	7000	52.1	55.2
ホテル従業員	4200	5000	24.0	25.9
運送従業員	4000	4700	36.0	40.1
園芸家	4900	4500	21.4	20.3
社会保険専門事務職員	3900	4300	38.3	42.1

(BB. 1988. S. 36)

校教授に関する指導要領(学年別)を掲載している。それは、76年促進法に規定されているように、同資料集にも逐一付属資料として添えられている職業訓練の指導要綱との一致を前提にして作成されるからである。従って、そこに登場するほぼすべてが技能の段階訓練プランの構想を持っていることになる。そして、その数は1987年現在の383職種の内120余の職種にのぼっているのである。

(2) 企業内(段階)訓練の系統化の指標として、実習場設置状況について、少し古いですが、1971

年のドイツ職業教育経済局 KWB の調査から見てみると、全ドイツ28,526訓練企業中、企業内実習場を有している企業が金属関係で2,622、その他で589、超企業実習場を有している企業が同じ85,919という数字になっている。圧倒的に金属工業に多いことがわかる(Plannungshilfen 1. S. 10)。76年法で振興策が採られた超企業訓練所は、企業内実習場が金属工業に偏在していたのと裏腹に、金属手工業、さらに建築の手工業に集中している。

次に、各州の動向(付表)を見てみる。84年現在の総訓練生(第1訓練年)ポストの数字がないが、州別に見ると、ラインラント、シュレスビヒ、プレーメン、ザールラント、ニーデルザクセンが平均以上に高い。手工業関係の職種・職業分野に超企業訓練所の重点があることを考えると、伝統的に手工業の比重の高いバーデン・ヴェルテンベルクや、バイエルンが訓練生との関係でもっと高くよいのであるが、86年の訓練生数と比較しても極めて低い。ということ、超企業訓練の動向は、むしろ州の教育・訓練政策的、政治的要因がより多く作用していると思われる。

そこで、1例として、バーデン・ヴェルテンベルクの超企業訓練の政策・制度を見てみる。バーデン・ヴェルテンベルクの超企業職業訓練所の性格は、「職業学校・超企業職業訓練所に関する文部省、経済省共通原則規定」に見られる。

まず、「訓練企業を援助するため、国の助成によって経済団体運営の超企業訓練所が数多く設立されてきた」(Sch. 4-5-2. S. 22)とあるように、超企業訓練は必ずしも公的行政機関による訓練を意味しないことがわかる。また、「超企業訓練は、原則として経済団体独自の施設で行われる。もし、学校実習室が使われるとしても、次のような前提が満たされなければならない。…超企業訓練方策は経済団体によって設置・運営されること。…当該施設は超企業訓練のために必要な期間を超えて要求される時間が使える。…超企業訓練の設置者と学校設置者との間

で長期の利用協定が締結されること。…」(S. 25)とある。

企業の枠を超えた訓練とはいえ、経済界の強力な規制下にあることがわかる。また、超企業訓練所で職業基礎教育について、そのような意味の「超企業訓練所で一年間の職業基礎教育が与えられるなら、職業学校就学(義務)に関する学校法第79条が適用される」(S. 25)としている。

V. 職業学校教授の実態

他方、職業学校教育そのものの改善は、どの程度進んでいるのだろうか。

(1) パートタイムが原則である職業学校の課程組織は、言うまでもなく州の文部高権によっているので、多様である。しかし、基礎教育学年の制度化とも合わせ、週1ないし2日の教授でなく、教授(通学)時間を数週間を固めてフルタイム式に集中的教育(訓練)を行うブロックシステムの方角に進んでいる。また、職業学校は段階訓練と対応して基礎教育と専門理論教育が構想されているので、職業分野ごと、あるいは職種グループ(重点)ごとのクラス編制を基本にしている。ノルトライン、バーデン・ヴェルテンベルク、ニーデルザクセンの例を見てみよう。職業学校教授のブロックシステムは、段階教育・訓練(基礎教育)に発展していく性質のものであることが読み取れる。

<ノルトラインヴェストファーレンの場合>

就学形態：(Schulrecht. 2-2. 1980年就学義務法§10)

・パートタイム形式ないし、人的物的条件が存在する限りフルタイム形式の若干部分(ブロック教授)で行われる。

通学形態：(Sch. 4-4-3. 1983年職業学校教授組織指針、ブロック教授令§3)

・パートタイム教授；毎週9—12授業時数(1—2日に分割)

・ブロック教授；週授業時数30—35，週最低5日間，各学年内部で分割（12週1ブロック，6週2ブロック，4週3ブロック，2週6ブロックのいずれか）

授業科目（時間表）：（Sch. 4-4-3. 1976年職業学校時間表大綱）

・経済・行政分野を除き他の全分野（他に12. 基礎教育学年の分野編制と同様）につき共通・合計12—14時間，… a. 一般領域；計4時間（宗教1，政治1，独語1，体育1），b. 重点領域（職業共通）；計6—8時間（経済1，技術学2—3，数学1—2，製図・技術練習・造形製図から2），c. 選択必修（職業に関するもの2）

〈バーデン・ヴュルテンベルクの場合〉

段階編制・クラス編制：（Sch. 2-1-1. 1983年学校法§10.）

・基礎教育は基礎段階（註. 基礎教育学年を含む）で，専門教育は専門段階で伝達される(2)。…基礎段階では職業分野ごとに，専門段階では職種グループごとないし職種または類似した職種ごとに教育される(4)。

通学形態：

・ブロック教授（の位置づけ）；ブロック教授は，パートタイム教授の組織形態である。

〈ニーデルザクセンの場合〉

段階編制・基礎学年との関連・通学形態：（Sch. 210. 1980学校法§12.）

・職業学校は，基礎段階と専門段階から編制される。基礎段階は1年間続く。それは，職業分野レベルの職業基礎教育学年（フルタイム）として，またはパートタイム教授ないし相互に連結した諸部分でのフルタイム教授（ブロック教授）の形態で行われる。…職業準備年 Berufsvorbereitungsjahr は2年間継続する基礎段階である。…専門段階では，各職種ないし密接に類似した職種のグループごとの専門別クラスになる。それは，パートタイム教授として，あるいはブロック教授として行われる。

そこで，実際に各州がどの程度ブロック教授のクラスを組織しているか比較してみる。

付表のように，ハンブルクが突出し，次いでバイエルン，バーデン，ラインラントが比較的高い特化係数を示している。これらの州は，手工業の地盤の厚いところであることを考慮すれば，手工業（の企業内訓練）がブロック教授に拒否的であるとは必ずしも言えないようである。

以上，職業学校教授（の改革）も，企業内訓練と同様（当然のことであるが），できるだけまとまった学校教育，しかもフルタイム形式のそれ，系統的，段階的教育の方向で，手工業地域を中心に一定の広がりを持ってきていることがわかる。

(2) ブロック教授の徹底した形態（制度）としての基礎学年制の規定，基本構想は，前記のように，1978年5月19日 KMK 決定の基礎教育学年大綱 Rahmenvereinbarung über das Berufsgrundbildungsjahr (KMK. BeschluB. Bd. 3. Nr. 321) や，1978年7月改正算入令 (Berufsgrundbildungsjahr-Anrechnungs-Verordnung. 1978. 7. 17. in. KMK, Berufliche. Bd. 1, 6-0) に見られる。後述するように，その普及，具体化は州によって相当のばらつきがあるが，どの州も職業訓練規定との関連を考慮した（訓練期間に算入されるので当然だが）措置をとっている。

78年大綱はまず実施形態について，「職業基礎教育は職業教育の第1段階であり，フルタイム学校の形態と連携形態（デュアルシステム）で実施される。この段階は，職業基礎教育学年と呼ばれる」として2つの基礎教育学年の形態を認めている。

そして，フルタイムの学校形式の職業基礎教育学年は，公立教育制度の施設ないしそれに相当する施設で行われる。（フルタイム）基礎教育学年の任務は，1年間の間に「職業の違いを超えた一般的学習内容や1つの職業分野レベルの

専門理論的, 専門実践的学習内容を伝達することである。

それでは, どのような科目がどのくらい教授されるのだろうか。表5のように, どの分野もほぼ, 1対1.5から2.0の間で理論と実習の教授時間が定められている。このように学校基礎教育において, 理論科目ばかりでなく実習が相当に組織化されていることが注目される。つまり, 伝統的に現場企業に帰属していた技能訓練が学校教育化されているのである。

週時間数は, *一般領域(各職業分野共通): 独語2, 社会科2, 体育2, 宗教(州法で規定), *職業分野領域: 別途総時間数内で週24—26となっている。

表5. 基礎教育学年時間数規定

※教授分野・重点…()は注

分 野	重 点	専門理論 (内重点の年時数)	専門実践 (内重点の年時数)
経済・管理	販売経済・買物相談, 事務経済・商業管理, 法律・公的管理	1,040 (240)	
金属技術	製造・切断加工技術, 設備・金属組立技術, 自動車技術	320 (40)	720 (220)
電気技術	(段階訓練と対応)	320	720
建築技術	(段階訓練と対応)	320	800
木材技術		320	720
織物技術・ 被 服	(段階訓練と対応)	320	720
化学・物 理・生 物	実験技術・生産技術	440	600 (300)
印刷技術	製版, 印刷処理, 製本	360	680 (240)
塗装技術・ 室内装飾		400	640
保健体育		320	720
衛 生		480	520
栄養・家政	接客業・家政, パン・ 菓子製造, 食肉加工	320	720 (360)
農 業	飼育, 栽培	560	480 (240)

KMK. BeschbuB Sammlung, Bd. 3. Nr. 321.

個別分野の科目構成や内容を見ると, 指導要領大綱“Rahmenlehrplan für den berufsfeldbezogenen Lernbereich im Berufsgrundbildungsjahr” (in. KMK. BeschluB, Berufliche. Bdl, 6-2. 6-5)の金属技術分野では, *専門理論320(金属技術の技術学120, 数学80, 物理・科

学40, 専門製図80), 専門実践720となっている。電気分野(工業の場合)では, *専門理論320(数学80, 物理・科学40, 電気技術の基礎100, 電気材料20, 専門製図80), 専門実践720(材料・組立技術300, 回路・計測420)となっている。職業基礎理論, 専門基礎理論や基礎実習が重視されている。

基礎学年の最も重要な訓練期間への算入の問題について, 1978年7月の改正算入令は, 「学校職業基礎教育学年の優秀な成績での修学は, …職業訓練の第1学年として1つの公認養成職種(職種)の訓練期間に算入される」と72年令と同じになっている。

しかし, 様々の例外規定が設けられ, 事実上1年間導入の考え方が否定されている。つまり, 「学校職業基礎教育学年の優秀な成績での修学は, …公認職種販売員(女子店員も)と, 段階訓練規定上の職種を除いた2年制の養成職種, 自動車機械工, 自動車電気工, ラジオ・テレビ技術者について…(訓練期間として:補注)半年間算入される」。また, 「学校職業基礎教育学年の優秀な成績での修学は, …(専門段階で選んだ職種が学校職業基礎教育学年を受けた職業分野内の他の重点(職種)に編制されているなら, 最低半年間を訓練期間に算入される」となっている。

州別に見ると, 表1にあるように, 全体として, かなり停滞が見られ, 特に86年には80年時点の生徒数にまで落ち込んでいる。78年修正が徐々に影響してきている。

各州の中で, 基礎学年制を導入したのはハンブルクが最も早い。1966年学校法§6. Abs. 2. で「フルタイム学習義務は9年間継続する。さらに, 10年制がめざされる」とある。また, 1968年3月の「ハウプトシューレ第9, 第10学年の暫定要綱」が「目標は, 第7学年から第10学年の統一的構想でなければならない」とし, 1977/78年度から, 第10ハウプトシューレ学年(義務)が職業基礎教育学年制との選択制で最初に設置された(以上 Struck. S. 540ff)わけである。

付表を見ると、86年時点の州別生徒数構成は、ニーデルザクセン、ラインラント、ザールラントが極めて高い係数を示していることがわかる。これらの州は、いずれも非訓練生に基礎教育義務を課しているところである。ニーデルザクセンの場合、フルタイムを原則としており、特に注目される。

ま と め

(1) 69年法、72年算入令、76年促進法による公的イニシアチブによる職業教育の段階化、系統化(ブロック教授、職業基礎教育、段階訓練、超企業訓練)の試みは、78年算入令や80年連邦裁判所による76年法の違憲判決により、連邦全体としての大きな曲がり角を迎えるが、その後の各州の政策主体の独自の取り組みにより、そのような改革はかなり定着しつつある。

西ドイツでは、「連携教育」は、全体として現場教育の公共化(学校化)の方向で推移しているところのそれである。企業での訓練も単なる体験的「企業実習」というようなものでなく、学校基礎教育の延長でありながら、厳格な教育課程(生産分析)に基づいて組織されている。

(2) また、基礎教育学年制は、その学校形式とともに連携形式も生みだすことになったが、それは、学校や超企業訓練所での職業技術の理論と技能の基礎教育の形態として、さらにその後の専門訓練の前提として注目されている。デュアルシステムが単なる二元体系でなく、企業と学校との連携制度として機能するために、教育と訓練の、期間、課程、制度を統合的に規定することが必要であった。

基礎教育学年制は、企業内訓練が単なる生産過程内訓練(OJT)としてでなく、訓練課程として組織化される条件を作りだした。そういう点で、職業基礎教育は、段階訓練規定、超企業訓練、フルタイム教育等の作用を受けつつ、ドイツ中等学校制度と伝統的職業教育制度の変容への1つの「結節点」になっている。

(3) ところで、教育と訓練の統合化や基礎教育学年制を広げていく上で、その決定的要因は、伝統的手工業訓練ではなく、むしろ大企業・工業分野の内部養成的訓練の動向であり、また、訓練労働市場(行政)というよりむしろ文部高権に象徴される伝統的学校教育(行政)や学校教育(観)であると言える。

他方、中等学校における一般技術教育(労働学習)の設置や高等教育進学資格取得者の職業教育需要が確実に増大しており、そのことは職業教育および中等学校制度の改革を迫る要因にならざるを得ない。

〈引用・参考文献〉

- * Benetren, H. P.: Zur Berufsgrundbildungsjahr. in. Die Deutsche Schule (DDS). 3/1979.
- * Berufsbildungsbericht. 1983.
- * Berufsbildungsbericht. 1987.
- * Berufsbildungsbericht. 1988.
- * (Daten.): Grund-Und-Struktur Daten, 1987/88.
- * Deutscher Bildungsrat: Empfehlungen der Bildungskommission; Strukturplan für das Bildungswesen. Stuttgart, 1970.
- * Eichberg, E.: Die Lehrwerkstatt im Industriebetrieb. Weinheim, 1965.
- * Erklärung der Kultusministerkonferenz zu den Empfehlungen der Bildungskommission des Deutschen Bildungsrates "Strukturplan für das Bildungswesen." in. KMK. BeschlUB, Bd. 1, 27
- * Greinert, W. D.: Das Berufsgrundbildungsjahr. Frankfurt am Main, 1984.
- * Kultusministerkonferenz (KMK). Berufliche Bildung (Berufliche). Bd. 1-4.
- * Kultusministerkonferenz. BeschlUBsammlung. (Beschluss) Bd. 1-4.
- * Lepper, M. L.: Struktur und perspektiven des dualen Systems beruflicher Bildung in der Bundesrepublik Deutschland. Frankfurt am Rain, 1983.
- * Lutz, B./Winterhager W. D.: Zur Situation der Lehrlingsausbildung. Stuttgart, 1970. (Deutscher Bildungsrat. Gutachten und Studien der Bildungskommission, Bd. 11.)

付表. 各州の職業教育・訓練の動向比較表

州の名称	職業学校ブロック教授			職業基礎教育学年 (BGJ)・
	クラス数	%	係数	BGJの形態
バーデンヴェルテンベルク	2,432	19.1	1.18	職業学校基礎段階としてフルタイム, 企業内訓練所, 超企業訓練所で
バイエルン	3,564	24.2	1.49	職業学校基礎段階としてパートタイム, ないしブロック (連携形式) 教授。フルタイム教授も
ベルリン	130	6.3	0.39	フルタイムの学校基礎教育学年と連携基礎教育学年 (パートタイム教授) として11年目
ブレーメン	—	—	—	フルタイムの第1訓練年として, 学校外でも可
ハンブルク	1,590	68.0	4.20	第1訓練年として, 上級一般教育学校非進学者は義務 (ハウプト第10学年と選択義務)
ヘッセン	—	—	—	フルタイムと連携 (デュアルシステム) 形式で
ニーデルザクセン	933	8.9	0.55	第9学年後職業学校基礎段階義務化。フルタイムを原則にパートタイム, ブロック教授も
ノルトラインヴェストファーレン	3,369	15.3	0.94	フルタイムの第1訓練年として, 中等第1期の終了証も (ハウプト10学年と選択義務)
ラインラントプファルツ	968	19.0	1.17	職業学校基礎段階としてフルタイム, パートタイム (連携デュアル) 教授。非訓練生義務
ザールラント	152	9.8	0.60	基礎段階としてフルタイム, パートタイム (連携形) 教授。第10学年非進学非訓練者義務
シュレスビヒホルシュタイン	546	12.9	0.80	フルタイムを原則に
合計	13,715	16.2	1.00	
資料	Daten, 87/88. S. 60. 86年. ①全クラス数割合%			ハンブルク, ブレーメンは各 Schulrecht. 他は Lepper. S. 85.

* Nolte, H (Hrsg.): Berufsbildungsgesetz. Regensburg, 1979.

* Offener Brief in Sachen Berufsgrundbildungsjahr. in. DDS. 3/1981.

* Planungshilfen Überbetriebliche Ausbildungsstellen 1. Bestandsanalyse betrieblicher Ausbildungsstellen in der Bundesrepublik Deutschland. BfB. u. W. 1975.

* Putt, H: Stufenausbildung; Anspruch und Wirklichkeit einer beruflichen Ausbildungsform. Essen, 1976.

* Schleuer, H: Die Gliederung des deutschen Schulwesens. Stuttgart, 1968. (Gutachten und

Studien der Bildungskommission, Bd. 2.)

* Schulrecht: Baden-Württemberg, Bd. 1-4.

* Schulrecht: Bayern, Bd. 1-5.

* Schulrecht: Berlin, Bd. 1-4.

* Schulrecht: Hessen, Bd. 1-4.

* Schulrecht: Niedersachsen, Bd. 1-4.

* Schulrecht: Nordrhein-Westfalen, Bd. 1-5.

* Schulrecht: Rheinland-Pfalz, Bd. 1-3.

* Schulrecht: Saarland, Bd. 1-3.

* Schulrecht: Schleswig-Holstein, Bd. 1-3.

* Schwarz, B: Das Lehrlingswesen der preussisch-hessischen Staatseisenbahnverwaltung unter Berücksichtigung der Lehrlingsverhältnisse in

職業準備学年 (BVJ) (生徒数)						超企業訓練ポスト数			第1訓練生数	
学校	BGJ	連携 BGJ	合計A	A/C	係数	BVJ	ポスト数B	B/C③	係数	86年：C
	417	4,151	4,568	5.6	0.35	3967	7,514	9.3	0.78	81,200
	10,898	4,942	15,840	16.3	1.02	4449	1,158	1.2	0.610	97,200
	472	—	472	3.1	0.19	1977	1,097	7.3	0.61	15,000
	1,017	211	1,228	15.2	0.95	775	1,200	14.8	1.24	8,100
	1,357	556	1,913	13.9	0.87	2262	1,756	12.7	1.07	13,800
	5,752	3,373	9,125	18.8	1.18	3507	5,625	11.6	0.97	48,500
	23,973	—	23,973	44.6	<u>2.79</u>	4978	7,108	13.2	1.11	53,800
	12,878	—	12,878	7.9	0.49	4321	17,742	10.9	0.92	162,700
	6,512	4,311	10,823	35.5	<u>2.22</u>	234	6,758	22.2	<u>1.87</u>	30,500
	2,397	668	3,065	37.4	<u>2.34</u>	578	1,158	14.1	1.18	8,200
	2,064	1,160	3,224	13.1	0.82	943	4,859	19.8	<u>1.66</u>	24,600
	67,737	19,372	87,109	16.0	1.00		64,447	11.9	1.00	543,800
BB. 1988. S. 150. 86年現在, ② 86年現在の第1訓練年生数 (C欄: Daten, 87/88のS. 108) 割合%						BB. 1987. S. 107. 84年現在 ③ 85年全訓練生・D欄割合			C: BGJ 覧に	

Handwerks-und Fabrikbetrieben. Berlin, 1918.

* Struck, P: Bildungspolitische und erziehungswissenschaftliche Diskussion um das 10. Schuljahr. in. D D S. 9/1977.

* v. Behr, M: Die Entstehung der industriellen Lehrwerkstatt; Materialien und Analyse zur beruflichen Bildung im 19. Jahrhundert. Frnkfurt am Main, 1981.

* 天野正治「職業教育の現状と課題」『現代ドイツの教育』学事出版, 1978, 「職業教育と一般教育の等価性の確立をめざして」手塚武彦(代表者)『中等教育の制度再編の動向; 中・高一貫制教育の検討』1988. 3

* 今井重孝「西ドイツギムナジウム上級段階改革に関する一考察」『日本比較教育学会紀要』第9号(1983. 3), 「西ドイツの職業教育法」『東京工芸大学工学部紀要』(人文・社会編)第9巻第2号(1986)

* 浦田曜子「職業教育」大西健夫編『現代のドイツ; 学校と教育』三修社, 1984

* 坂野慎二「現代西ドイツの後期中等教育段階における一般教育制度と職業教育制度の統合化」『西ドイツのギムナジウム上級段階のカリキュラム改革』『東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室研究収録』第17号(1986), 第19号(1988, 7)

* 坂本昭「西ドイツにおける職業教育改革の動向; プラント政権下の Dualismus をめぐる再評価」『九州大学教育学部比較教育文化研究施設紀要』第25号(1974)

- * 田中喜美「米国技術教育教授理論史における『ロシアシステム』」『教育方法学研究』第5巻（1979）、「米国の技術者教育におけるオペレーション法の受容に関する考察」松島鈞（代表者）『近代世界における教育の国際交流の歴史的成立過程に関する基礎研究』1984
- * 寺田盛紀（1988 a）「西ドイツ中等一般技術教育の社会基底；ハウプトシューレの労働科成立過程に即して」『金沢大学教育学部紀要』（教育科学編）第37号（1988. 2）,（1988 b）「西ドイツ一般陶冶学校における技術・労働教育カリキュラムの比較研究」『日本産業教育学会研究紀要』第18号（1988. 8）,「職業教育における公的規制と経済の自治；1976年の西ドイツ職業訓練ポスト供給促進法をめぐって」『金沢大学教育学部紀要』（教育科学編）第38号（1989. 2）
- * 夏目達也「現代フランスにおける就職前青年のための交互教育」『名古屋大学教育学部紀要』（教育学科）第33巻（1986）,「現代フランス職業教育における産学提携」『技術教育学研究』（名古屋大学教育学部技術教育学研究室）第4号（1987. 10）
- * 長谷川淳『技術教育の方法』技術教育研究会, 1977
- * 堀内達夫「フランスの職業教育における『協調教育』実施について；連携教育の政策的な転機」『日本産業教育学会研究紀要』第19号（1989. 9）
- * 細谷俊夫『技術教育概論』東京大学出版会, 1978
- * マックス・プランク研究所研究者グループ（天野正治 監訳）『西ドイツの教育のすべて』東信堂, 1989
- * 元木健『技術教育の方法論』開隆堂, 1973
- * 文部省『高等学校学習指導要領解説 工業編』1979, 『高等学校学習指導要領』1989
- * 労働課「西ドイツの1969年職業教育法」『レファレンス』1972. 5